

## 三豊市農業委員会 2 月定例総会議事録

令和 8 年 2 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 2 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 4 名)

#### 【農業委員】

(出席○・欠席－)

堀江 博	○	岡根 讓	○	石原 剛	○
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畑 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	○	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	－
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

#### 【農地利用最適化推進委員】

旭 英樹	－	白川 倫史	－	大橋 正幸	○
石川 雅廣	○	大西 康夫	○	吉久 彰人	－
藤川 節	○				

### 2. 署名委員

1 0 番 糸川 桂市  
2 0 番 浪越 久司

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志  
事務局次長 藤原 卓司  
主 任 糸川 剛史

### 5. 書 記

主 事 土井 太陽

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 非農地証明願いの件について  
議案第 7 号 非農地通知の件について  
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について  
議案第 9 号 地域計画変更の意見聴取について  
その他の件について

7. 開会 【午後1時30分】

事務局長 ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会2月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。梅の花が咲き始め、段々と暖かくなってきましたが、雨が全く降らず水不足となっている現状を不安に思われている方も多いかと思えます。雨が降らないことで野菜類の品質の低下や池に水が溜まらないなど問題も多くあがっているのではないのでしょうか。また、選挙の時期と重なり大変お忙しい中ではありますが、委員の皆さん並びに推進委員の皆さんにはこれからも地元の農業者の支えとなっていただきますようお願いいたします。本日の議案は多くありませんが、前回に引き続き非農地関連の事案が相当ありますので議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は18番松永 克喜 委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長 ただいまから、三豊市農業委員会2月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号10番 糸川 桂市 委員、議席番号20番 浪越 久司 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の12件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたし

ます。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号4号を朗読 〕

以上4件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の4件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明させていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は不動産屋を通して譲受人を探していたところ見つかри、今回の所有権移転の申請となりました。現状は特に問題ありませんのでご審議の程よろしく願いいたします。

7 番 番号2号について説明いたします。譲受人はもともと譲渡人の申請地を借りてハウスを建て使用していました。これから先も使用していくということで今回有償での申請となりました。

10 番 番号3号について説明いたします。申請地周辺には譲受人のハウスが点在しております。今回はその関係もあって譲受人からの要望で譲渡人と申請地を所有権移転するということです。ご審議の程よろしく願いいたします。

12 番 番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲

受人を探していたところ譲受人と話がまとまり今回の申請に至りました。水利等についても問題ありませんのでよろしく願いいたします。

1 4 番 番号5号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は譲渡人から購入した住宅に隣接した農地であり、先月には付近の倉庫付きの圃場について許可が出されているので問題ないと思います。

番号6号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が高齢で管理が難しいということから付近で耕作している譲受人と話をしたところ、今回の申請に至りました。水利組合、近隣住民の同意を得られているので問題ありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 5 番 番号7号と番号8号についてまとめて説明いたします。今回は、譲受人と譲渡人による農地の相互交換であり、両者の合意のもと所有権移転の申請となりました。

番号9号について説明いたします。譲受人は申請地付近の農地を所有しており譲渡人に譲ってもらうよう依頼したところ話がまとまり今回の申請に至りました。今回の3つの申請にかかる農地の現状は綺麗に管理されており特に問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 7 番 番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢であり、近所に住む譲受人が有償で所有権を移転し、申請地を耕作するというところで話がまとまりました。ご審議の程よろしく願いいたします。

3 番 番号11号について説明いたします。譲渡人は県外在住であり農地の維持管理が困難なため譲受人と所有権移転の申請となりました。譲受人は申請地で果樹を育てる予定ですのでご審議の程よろしく願いいたします。

事 務 局 番号12号について説明いたします。申請地にある倉庫には農具が収納されており、イチジクなどを植えて綺麗に管理しています。周辺の管理も適切に行っているため特に問題ありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 9 番 番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人は新規就農で指導を受けながら果樹を耕作していくとのことです。現地確認をしたところ、みかんとびわが植えられており、草の管理も適切にされているので問題ありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。11ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[ 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 ]

番号3号は第3種農地に該当し、他は第2種農地となっています。以上4件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

事 務 局 番号4号について説明いたします。申請地は付近にある事務所の駐車場として使用しており無断転用です。申請地は半分以上が傾斜地であり、わずかな部分を造成してコンクリート舗装をすることで利用していたそうです。新たに開業する手続きの中で判明し、無断転用の解消の申請に至りました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に



	明を求めます。	10 番	番号8号について説明いたします。申請地の一部は昔みかんを栽培しており、放置されて山林となりました。耕作は不可能のため非農地で問題ありません。
事務局	議案第6号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。  〔 議案第6号 番号1号を朗読 〕  以上1件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。		番号9号について説明いたします。番号8号と同じく申請地は昔、樹園地でした。現況は山林で、申請人は現在市内に居住されていないため管理も困難なことから非農地が適切だと考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	11 番	番号10号について説明いたします。申請地は竹が生い茂っており農地に復旧することは難しいと思います。非農地は適切ですのでご審議の程よろしくお願いたします。
3 番	番号1号について説明いたします。申請地は宅地として家が建っており、古くから居住している状況です。ご審議の程よろしくお願いたします。	12 番	番号11号について説明いたします。申請地を確認すると竹藪となっており人が入れない状態です。竹藪や雑木で進路が塞がれ行き止まりとなっています。山林化しますので非農地で問題はあります。
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	14 番	番号12号について説明いたします。確認をしたところ木が生い茂っていたため非農地が適切だと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。
一同	〔 なしの声あり 〕		
議長	ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。	16 番	番号13号について説明いたします。申請地に向かう農道は狭く、枯れて倒れた竹や雑木があり大変行き来しにくい場所でした。周囲は山に囲まれ申請地も荒れていますので非農地で問題ありません。ご審議の程よろしくお願いたします。
一同	〔 異議なしの声あり 〕		
議長	ないようですので、議案第6号「非農地証明願いの件について」の番号1号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。19ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	事務局	番号14号について説明いたします。申請地は長年耕作されておらず、山林となっております。付近も同じような状態ですので非農地が適当と思います。
事務局	議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。  〔 議案第7号 番号1号から番号17号を朗読 〕  以上17件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。	20 番	番号15号について説明いたします。申請地は完全に山の一部となっております。こちらも農地としては利用できないため非農地で問題ありません。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。		番号16号について説明いたします。車で申請地に向かいましたが途中で草木に阻まれて、侵入が困難な程に荒れていました。非農地は適切です。ご審議の程よろしくお願いたします。
7 番	番号1号について説明いたします。申請地は植林のように苗木が植えられており重機で綺麗に整地されていました。  番号2号から番号6号についてまとめて説明いたします。申請地は山の中であり、いずれも荒れていることには変わりはありませんので非農地で問題はないと思います。	1 番	番号17号について説明いたします。以前はタケノコを栽培しておりましたが現在は放置された状態です。その影響で山林化が進み、耕作が不可能な程荒れています。ですので非農地で問題はあります。ご審議の程よろしくお願いたします。
		議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
9 番	番号7号について説明いたします。申請地は山林化が進んでおり、再び農地へ戻すことは不可能と考えます。非農地が適当だと思います。	7 番	番号1号について申請地は植林のように苗木が植えられており重機で綺麗に整地されていると説明しましたが、このような場合でも非農地として該当するのでしょうか。

事務局 お答えします。非農地該当の要件として、長期間耕作されていない農地であることや課税地目が山林であること、鳥獣被害が多数であること、農地の一部が山林化して耕作が困難であることなど様々なケースが挙げられます。今回のケースですと課税上が山林となっているため非農地で問題はないと思います。

議長 他に皆さんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号17号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号17号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和8年4月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は202筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和8年4月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の202件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。27ページをお開きください。議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

[ 議案第9号 番号1号から番号3号を朗読 ]

以上3件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号3号につきましては原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

2. その他

(1) 3月定例総会について

日 時 令和8年3月23日(月)午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
3月9日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:福岡 伸也	豊中町:金丸 喜正
		詫間町:石原 剛	仁尾町:浪越 久司

(3) 配布物

- ・令和7年三豊市貸借料情報

閉 会 【 午後 4時10分 】